

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市林業振興事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	佐渡市内の森林資源の利活用サイクルを活性化することで森林環境の再生及び産業の活性化を図るため、林業振興に要する経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	市内林業団体等
補助対象経費	佐渡産材の利用促進、造林事業、機器材のレンタルに要する経費等
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	事業ごとに設定
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	50%以内（一部事業で国・県等に上乗せして実施）
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	市内木材素材生産量7,000m ³
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	島内での佐渡産材の利用促進や島外搬出に係る経費の一部を補助することで、生産量の拡大と林業経営の向上を図るため。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	佐渡市広報誌、佐渡市ホームページ
事業担当	（担当部署） 農林水産部 農林水産振興課 林業・水産振興係
	（電話番号） 0259-63-3761